

新市（富山市）のサービスと負担について

富山地域合併協議会では、新市・富山市の誕生に向けて、二千数百項目の様々な事務事業について、鋭意、検討協議を行っています。これまでに、協議が終了した事務事業（協議会において協議中の事業を含む。）の中で、特に住民の皆さんの暮らしに深くかかわる「サービス」と「負担」についてお知らせします。

1 税金（地方税）について（協議中）

地方税については、次のとおり、取り扱うことになります。

（1）市町村民税

市町村民税は、県民税と合わせて住民税と呼ばれ、個人の負担する「個人住民税」と、会社などが負担する「法人住民税」とがあります。

①個人市町村民税

市町村内に住所を有する個人に対して課税するもので、市町村の人口区分に応じて納める「均等割」と個人の所得に応じて納める「所得割」があります。

◎均等割

均等割の標準税率は、50万人以上の市が年額3,000円、5万人以上50万人未満の市が年額2,500円、その他の市町村が2,000円となっています。

富山市	大沢野町・大山町・八尾町 婦中町・山田村・細入村	新市
年額 2,500円	年額 2,000円	年額2,500円になります。ただし、平成17年度は、旧市町村の人口区分によります。

◎所得割

所得割は、所得金額を基礎とし算定します。

富山市・大沢野町・大山町・八尾町・婦中町・山田村・細入村	新市
200万円以下の金額 3%	現行のとおり、変わりません。普通徴収の納期は、6月、8月、10月、1月に統一します。
200万円を超える金額 8%	
700万円を超える金額 10%	

②法人市町村民税

市町村内に事務所・事業所を有する法人に対して課税するもので、均等割と法人税割に区分されます。

現在の7市町村内に複数の事業所等がある法人は、これまで個々に課税されていましたが、新市では一法人として課税されることから、総体として税負担が軽減されます。

◎均等割

均等割は、資本等の金額及び従業者数に応じ、9段階（5万円～300万円）に区分されています。

(単位：千円)

区分	富山市・大沢野町・婦中町	大山町	八尾町	山田村	細入村	新市
1号法人	3,600	3,600	3,000	3,000	3,600	富山市、大沢野町及び婦中町の税率に統一します。
2号法人	2,100	2,100	1,750	1,750	2,100	
3号法人	492	492	410	492	492	
4号法人	480	480	400	480	440	
5号法人	192	160	160	192	176	
6号法人	180	150	150	180	165	
7号法人	156	130	130	156	143	
8号法人	144	120	120	144	132	
9号法人	60	50	50	60	55	

◎法人税割

法人税割は、法人税額を基礎として算定します。

富山市・大沢野町・大山町・婦中町・細入村	八尾町	山田村	新市
14.7%	14.0%	13.7%	14.7%に統一します。

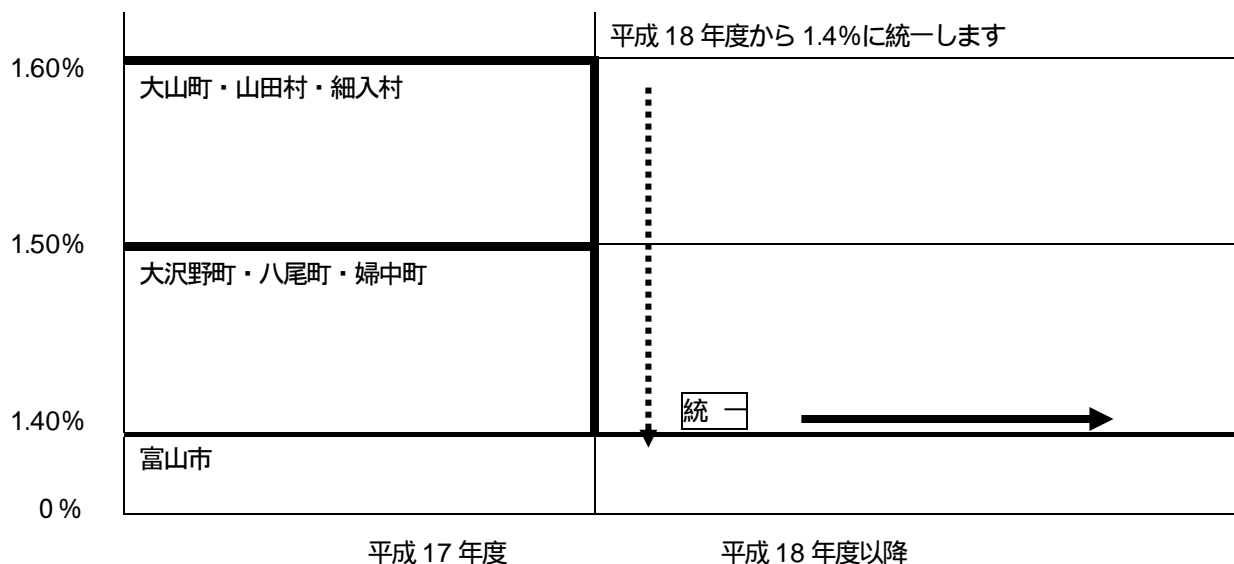
(2) 固定資産税

固定資産税は、1月1日現在、市町村内に所在する土地、家屋及び償却資産の所有者に対して課税するものです。

富山市	大沢野町・八尾町	大山町・婦中町・山田村・細入村	新市
1.4%	1.5%	1.6% (婦中町は平成16年度から1.5%)	平成18年度から1.4%に統一します。 ただし、平成17年度の旧6町村の税率は、現行の税率のままです。 納期は、4月、7月、12月、2月に統一します。

(税率)

固定資産税



(3) 軽自動車税

軽自動車税は、4月1日現在において、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車の所有者に対して、主たる定置場所在の市町村において課税するものです。

富山市・大沢野町・大山町・八尾町・婦中町・山田村・細入村	新市
◎原動機付自転車 50cc以下1,000円、90cc以下1,200円、90cc超1,600円、三輪20cc超2,500円	現行のとおり、変わりません。 納期は、5月に統一します。
◎軽自動車 二輪2,400円、三輪3,100円、四輪以上（乗用営業用）5,500円、四輪以上（乗用自家用）7,200円、四輪以上（貨物営業用）3,000円、四輪以上（貨物自家用）4,000円	
◎小型特殊自動車 農耕用 1,600円、その他 4,700円	
◎二輪小型自動車 4,000円	

(4) 市町村たばこ税

市町村たばこ税は、市町村内の小売販売業者へ製造たばこを売り渡す製造者、特定販売業者及び卸売販売業者に対して課税するものです。

富山市・大沢野町・大山町・八尾町・婦中町・山田村・細入村	新市
◎1,000本につき2,977円	現行のとおり、変わりません。
◎旧3級品（紙巻たばこ） 1,000本につき1,412円	

(5) 鉱産税

鉱産税は、鉱物の掘採の事業に対し、その鉱物の価格を課税標準として、当該事業の作業場所在の市町村において、その鉱業者に対し課税するものです。

富山市・大沢野町・大山町・八尾町・婦中町・山田村・細入村	新市
税率 100分の1 ただし、鉱物の価格の合計額が200万円以下の場合、100分の0.7	現行のとおり、変わりません。

(6) 特別土地保有税

特別土地保有税は、5,000㎡（山田村・細入村は10,000㎡）以上の土地の所有又は取得に対して課税するものです。ただし、税制改正により、平成15年度以降、当分の間、新たな課税は行われないうことになっています。

富山市・大沢野町・大山町・八尾町・婦中町	山田村・細入村	新市
5,000㎡以上の土地の所有（保有分）又はその取得（取得分）に対して課税。 平成15年度以降、課税停止	10,000㎡以上の土地の所有（保有分）又はその取得（取得分）に対して課税。 平成15年度以降、課税停止	平成15年度以降、当分の間、新たな課税は行われないうことから、現行のとおり、変わりません。

(7)入湯税

市町村内の鉱泉浴場における入湯客に対して課税する目的税です。

富山市・大沢野町・八尾町・婦中町・山田村・細入村	大山町	新市
1人1日(1泊2日を含む。):150円	1泊2日:150円 日帰り:50円	入湯客1人1日につき(1泊2日を含む。)、150円に統一します。

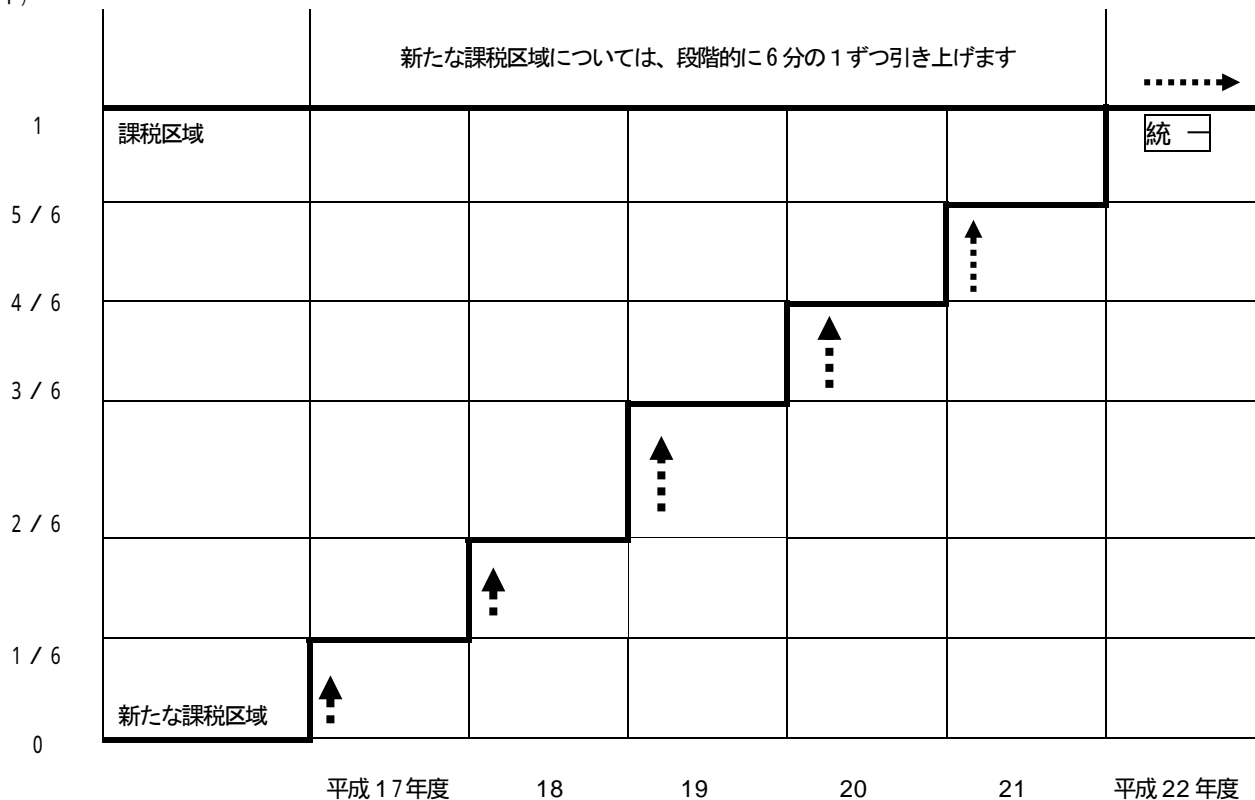
(8)事業所税

人口30万人以上の都市が、事業所等に対して課税する目的税で、資産割と従業者割があり、その合算額が課税額になります。

富山市	新市
◎資産割 事業所床面積1㎡につき600円 免税点は、事業所床面積の合計1,000㎡以下 ◎従業者割 従業者給与総額の0.25% 免税点は、従業者数100人以下	①現行の富山市の税率等で課税します。 ②旧6町村の区域については、平成17年度から平成21年度まで段階的に課税していきます。

事業所税

(税率)



参考 事業所税のモデルケース

本社（新市域外）：床面積＝2,000 m²、従業者数＝200人、給与総額＝8億円
 支店（新市域内）：床面積＝500 m²、従業者数＝50人、給与総額＝2億円
 工場（新市域内）：床面積＝1,000 m²、従業者数＝70人、給与総額＝2.8億円

このモデルケースの事業所税は、210万円（①+②）となります。

計算式

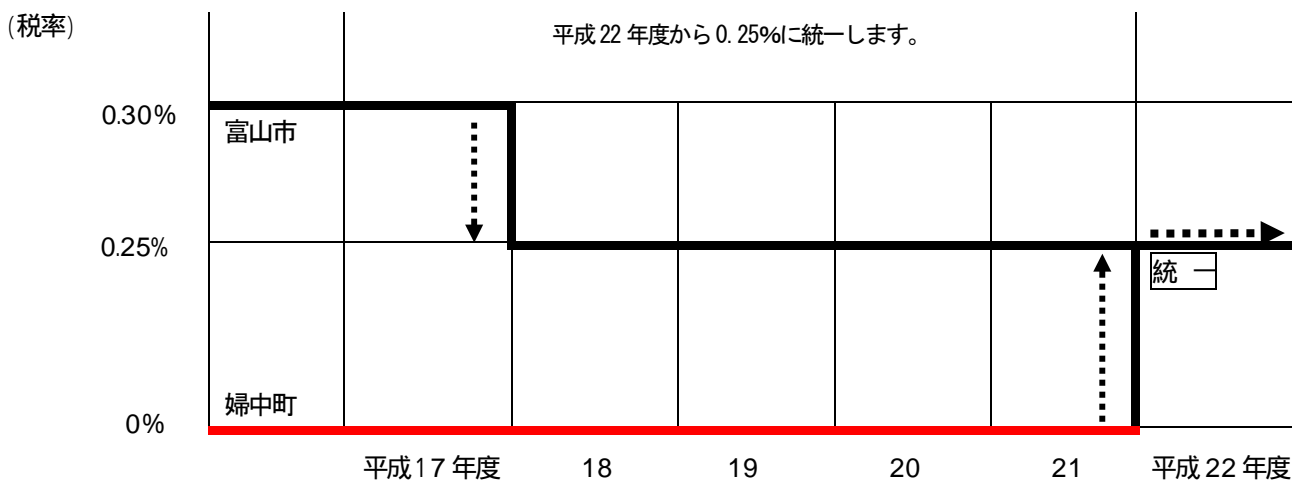
- ◎資産割 新市域内の事業所用家屋床面積の合計＝1,500 m²
 1,500 m²×600円＝90万円 …①
- ◎従業者割 新市内の従業者数の合計＝120人（給与総額 4.8億円）
 4.8億円×0.25%＝120万円 …②

(9) 都市計画税

都市計画税は、1月1日現在、市町村内の市街化区域に所在する土地及び家屋の所有者に対して課税する目的税です。

富山市・婦中町	大沢野町・大山町・八尾町・山田村・細入村	新市
富山市 税率：0.3% 市街化区域：67.78 k m ² 婦中町 課税していない 市街化区域：4.53 k m ²	該当区域なし	①富山市と婦中町の市街化区域が課税対象となります。 ②税率は、平成22年度から0.25%に統一されますが、富山市については、平成18年度から適用されます。 ③婦中町は、平成17年度から平成21年度まで課税されません。 ④納期は、4月、7月、12月、2月とします。

都市計画税



2 ごみの収集について（協議済）

ごみの収集回数等については、次のとおりになります。

区分	富山市	大沢野町	大山町	八尾町	婦中町	山田村	細入村	新市
可燃ごみ	週2回	週2回	週2回	週2回	週2回	週3回	週3回	週2回
不燃ごみ	月2回	週1回	月2回	月2回	月2回	月1回 (1,2月なし)	月2回	月2回
空き缶	月2回	月2回	月1回	月2回	月2回	月1回 (1,2月なし)	月2回	月2回
空きびん	月2回	月2回	月1回	月2回	月2回	月1回 (1,2月なし)	月2回	月2回
ペットボトル	拠点回収	週1回	拠点回収	月2回	拠点回収	月1回 (1,2月なし)	月1回	※ステーション回収は、月1~4回
プラスチック容器包装	月4回	週1回	拠点回収	月2回	月2回	月2回	月2回	※ステーション回収は、月4回
紙製容器包装	月1回	月1回	拠点回収	月2回	月2回	月1回	月1回 (1,2月なし)	※ステーション回収は、月1回
古紙	月1回	月1回	拠点回収	未実施	未実施	月1回	月1回 (1,2月なし)	※ステーション回収は、月1回
粗大ごみ	可燃・不燃ごみとして収集		規定なし	可燃・不燃ごみとして収集		規定なし	規定なし	可燃・不燃ごみとして収集します
戸別有料回収	有	未実施	未実施	有	未実施	未実施	未実施	実施します

※拠点回収とステーション回収を併存

3 水道・簡易水道料金について（協議中）

水道・簡易水道料金（大沢野町の簡易水道及び山田村の小規模水道を除く。）は、富山市の料金体系に統一します。ただし、新市の料金が旧町村の料金表で計算された金額（旧町村料金）を上回る場合は、平成19年度まで軽減措置を講じます。

◇旧町村料金を上回る場合の料金

新市の料金－（新市の料金－旧町村料金）×減免率

※減免率＝平成17年度60%、平成18年度40%、平成19年度20%

- 大沢野町の簡易水道及び山田村の小規模水道については、現在の料金体系を継続し、新市において統一に努めます。
- メーター使用料は、合併時に廃止し、無料になります。
- 水道加入金は、現行の富山市の体系を基本に統一します。

参考 一般家庭用口径20mmで1か月30m ³ 使用した場合の月額的水道・簡易水道料金						
富山市	大沢野町	大山町	八尾町	婦中町	山田村	細入村
3,020円	3,334円	4,050円	4,800円	4,510円	7,258円	6,660円

合併後

・大沢野町簡易水道料金1,300円～2,350円(税込み) ・山田村小規模水道料金1,300円(税込み)

4 下水道使用料・受益者負担金について（協議中）

㊟下水道使用料は、当分の間、現行のとおり変わりません。合併後、なるべく早い時期に料金体系を検討し、統一していきます。

㊟受益者負担金は、現行のとおり、変わりません。

【下水道使用料：一般汚水】

区分	富山市	大沢野町	大山町	八尾町	婦中町	山田村	新市
料金体系	基本料金+従量制					定額+人数割 (420円/1人当たり)	現行の使用料体系をそれぞれの地区に適用し、合併後に、統一化を図ります。
基本料金	920円	1,000円	1,350円	1,500円	1,600円	2,100円	
超過料金 1㎡当たり	逡増制	定額制	逡増制			無	
	6段階 (126円～270円)	120円	3段階 (160円～210円)	2段階 (150円～160円)	2段階 (160円～180円)	無	
普及率	85.3%	64.3%	92.2%	32.0%	33.1%	70.3%	

注1) 細入村は、未供用のため、掲載していません。

注2) 大沢野町、山田村の料金は、税込みの金額です。

参考 一般家庭・1カ月30㎡使用した場合の月額下水道料金						
富山市	大沢野町	大山町	八尾町	婦中町	山田村	細入村
3,440円	4,600円	4,550円	4,500円	4,800円	3,360円	-

注) 山田村については、3人世帯で積算。大沢野町、山田村の料金は、税込みの金額です。

【受益者負担金】

富山市	大沢野町	大山町	八尾町	婦中町	山田村	新市
面積割	均等割	均等割(用途別)	面積割	均等割	均等割(用途別)	合併後も、現行の制度をそれぞれの地区で適用します。
単位負担金 9区分 1㎡当たり 94円 ～490円	1戸当たり 200,000円	一般住宅とそれ以外で区分 ①公共下水道区域 100,000円～110,000円及び 130,000円～ ②特環公共下水道区域 200,000円～220,000円及び 260,000円～	①汚水源のある宅地 120,000円 +300円/㎡ ②汚水源のない宅地 300円/㎡	一般住宅とそれ以外で区分 350,000円 ～500,000円	一般家庭・事業所・宿泊施設、医療施設等の用途別に区分 250,000円 ～800,000円	

5 国民健康保険事業について（協議中）

国民健康保険は、加入者が医療に要した費用の一定割合を保険者である市町村が支出する制度で、加入者1人ひとりが負担する保険料(税)などを財源としています。現在、7市町村の保険料(税)等は、医療費や財政状況など各地域の状況に応じてそれぞれ定められているため、保険料(税)率に違いがあります。

㊟費用徴収は、「保険料」になります。

㊟保険料は、平成20年度に統一します。それまでの期間は、旧市町村ごとに段階的に調整します。

●保険料の納付回数は、12回(4月から翌年3月まで)とします。

区 分	現 行							新 市
	富山市	大沢野町	大山町	八尾町	婦中町	山田村	細入村	
料・税	保険料	保険税						保険料とします。
納 期	12回	8回			9回	8回	9回	12回とします。
賦 課 限度額	53万円(法定)							法で定める額の範囲内にします。
軽減割合	7割・5割・2割		6割・4割	7割・5割・2割	6割・4割	7割・5割・2割		7割・5割・2割にします。
応益割合	47.8%	46.2%	39.6%	51.7%	40.0%	53.2%	50.1%	45%~55%にします。
一人当たり賦課額	81,851 (円)	68,569 (円)	75,974 (円)	58,778 (円)	73,921 (円)	51,459 (円)	48,176 (円)	平成20年度から統一保険料とします。

注1) この表には、介護分は含んでいません。

2) 一人当たりの賦課額は、15年度のものです。

3) 軽減割合とは、一定の所得以下の場合、加入者の均等割と平等割が軽減される割合です。

4) 応益割合とは、保険料(税)額(所得割・資産割と均等割・平等割)に占める均等割・平等割の割合です。

参考 国民健康保険料(医療分・年額)のモデルケース

①どちらか1人だけ給与収入、又は年金収入がある二人世帯を設定。

②7市町村の現行保険料(税)額は、平成15年度の料(税)率で算出。

③所得階層区分を、A 33万円以下(※1) B 100万円(※2) C 200万円で設定

注) 現行4町村において資産割を課税していることから、資産割が課税されない場合は、括弧内の額となります。

【A 33万円以下の場合】

(円)

現 行							新 市	
富山市	大沢野町	大山町	八尾町	婦中町	山田村	細入村	合併時	平成20年度(見込み)
24,840	27,540 (18,900)	50,770 (25,200)	19,500	42,970 (23,600)	22,790 (18,300)	14,100	17年~19年度は不均一の保険料	23,400

※1) 均等割・平等割の7割軽減適用(大山町・婦中町は現行の6割軽減適用)をしています。

【B 100万円の場合】

(円)

現 行							新 市	
富山市	大沢野町	大山町	八尾町	婦中町	山田村	細入村	合併時	平成20年度(見込み)
124,530	107,280 (98,640)	144,180 (118,610)	92,200	127,280 (107,910)	100,190 (95,700)	67,750	17年~19年度は不均一の保険料	120,020

※2) 均等割・平等割の2割軽減適用(大山町・婦中町は現行の2割軽減適用なし)をしています。

【C 200万円の場合】

(円)

現 行							新 市	
富山市	大沢野町	大山町	八尾町	婦中町	山田村	細入村	合併時	平成20年度(見込み)
228,090	191,880 (183,240)	227,180 (201,610)	165,200	200,280 (180,910)	182,390 (177,900)	122,150	17年~19年度は不均一の保険料	221,620

6 保育料について（協議中）

保育料は、保護者の所得税額等に応じて決まるものです。現在、7市町村の保育料は、国の示す所得税額等に応じた保育料の徴収基準額を参考に、それぞれ独自に定めているため、保育料に違いがあります。

保育料は、平成22年度に統一します。それまでの期間は、旧市町村ごとに段階的に調整します。

区分	富山市	大沢野町	大山町	八尾町	婦中町	山田村	細入村	新市
階層区分	15階層	7階層	17階層	7階層	10階層	7階層	7階層	国の基準と同じ7階層にします。
徴収割合	79.9%	75.6%	81.5%	71.1%	75.2%	42.7%	57.8%	国の徴収基準額の概ね75%とします。
3歳以上児の保育料最高額	31,500 (円)	29,000 (円)	38,100 (円)	27,600 (円)	29,000 (円)	26,000 (円)	30,000 (円)	平成22年度に統一します。なお、それまでの期間は、旧市町村が所管していた保育所群を単位として保育料を定め、段階的に調整していきます。
3歳未満児の保育料最高額	53,600 (円)	44,000 (円)	52,800 (円)	30,300 (円)	50,000 (円)	30,000 (円)	44,000 (円)	
保育料階層区分認定月	7月	4月	4月	4月	4月	4月	4月	平成17年度から7月とします。

参考 父母と子ども1人の家族で、父母の所得税の合計額が60,000円の場合の保育料

父の収入が400万円 所得税額 55,000円

母の収入が120万円 所得税額 5,000円

所得税額の合計 60,000円

子どもの年齢が3歳以上の場合	現行の保育料	国の徴収基準額	27,000円		平成22年7月からの保育料 20,200円 (見込み)
		富山市	23,700円		
		大沢野町	20,400円		
		大山町	24,300円		
		八尾町	20,000円		
		婦中町	21,000円		
		山田村	11,500円		
		細入村	18,000円		

子どもの年齢が3歳未満の場合	現行の保育料	国の徴収基準額	30,000円		平成22年7月からの保育料 22,500円 (見込み)
		富山市	26,500円		
		大沢野町	22,600円		
		大山町	28,100円		
		八尾町	22,000円		
		婦中町	25,000円		
		山田村	16,000円		
		細入村	21,000円		

(注) 平成22年7月からの保育料（見込み）については、平成15年度の国の徴収基準額を基礎に徴収割合を75%とした場合の額です。なお、今後の国の徴収基準額の変更により増減する可能性があります。

7 119番通報について（協議中）

- 〽新市のどこから電話をかけられても、消防本部（富山市消防局）に直接つながるようになります。

8 除雪対策事業（除雪体制）について（協議中）

- 〽除雪対策事業（除雪体制）は、現行と変わりません。

9 ねずみ及び衛生害虫の駆除について（協議済）

- 〽防疫用機器の貸出しは、現行と変わりません。
- 〽薬剤の配布は、無料になります。

10 選挙公報の発行・配布について（協議中）

- 〽選挙公報は新聞折り込みで配布します。
- 〽市議会議員選挙・市長選挙の選挙公報を発行します。